

選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和6年12月19日

文教福祉常任委員長 大柿貞夫

須賀川市議会議長 佐藤瞭二様

## 選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める意見書

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多く存在している。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけである。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、間接的な女性差別だとの指摘もある。

通称使用では、「旧姓併記」「旧姓使用」での法的根拠がないために、「名前がちがう」などと怪しまれたり、さまざまな事務手続きの煩雑さなどを招いている。働く女性たちにとっては改姓によって「キャリアが中断される」という声も切実で、結婚や出産を躊躇する要因の一つにもなっている。

1996年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申して、すでに4半世紀以上が経過している。2021年6月、最高裁判所は、現行の夫婦同姓を違憲ではないとする判決を出したが、同時に、複数の反対意見が付され、制度のあり方を国会で議論すべきとされた。2015年12月の判決でも同様の指摘がされている。2024年10月には国連女性差別撤廃委員会から、日本政府が法改定を行うよう4度目の勧告を受けた。

選択的夫婦別姓制度は、あくまでも「選択」によるもので、引き続き夫婦同姓で結婚でき、改姓を望まないものは夫婦別姓を選択できるというもので、誰も強制されることのない仕組みとなっている。

世論調査では、選択的夫婦別姓制度に6割が賛成しており、特に、若年層ほど賛成割合が高く、60歳代以下では7割が賛成となっている。各地方議会での意見書採択も広がっている。以上のことから、下記の項目について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 記

- 1、 選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を行うこと。

令和6年12月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤 瞭 二

衆議院議長

参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
法 務 大 臣  
内 閣 官 房 長 官  
内閣府特命担当大臣  
（こども政策 少子  
化対策 若者活躍  
男女共同参画、共生  
・共助）

宛